

報道利用

当連盟が定義する「報道利用」とは、新聞および定期刊行物、TV のニュース番組での純然たる報道における、柔道にかかわる個人・団体を誹謗中傷する目的でない場合の肖像・意匠・商標等の利用を指します。

下記（１）、（２）で記す、「報道１次利用」「報道２次利用」については、学連への申請は当面の間、必要ありません。

（１）報道１次利用

当該媒体に掲載するために、当連盟の取材、撮影した映像・静止画等の肖像を、その媒体で使用するを「報道１次利用」とし、以下の２つがこれに該当します。

1. 新聞・定期刊行物・ニュース番組での純然たる「スポーツ報道」
2. 新聞・定期刊行物・ニュース番組でのスポーツ報道以外の報道を目的とした利用

（２）報道２次利用

報道１次利用で撮影した肖像等を「自社の他媒体での報道利用」や「第三者の報道利用」として使用する場合は、「報道２次利用」となります。なお、この場合は報道媒体以外にインターネットでの「スポーツ報道」も含まれます。これに該当するのは以下の３つです。

1. 新聞・定期刊行物・ニュース番組での純然たる「スポーツ報道」媒体での報道２次利用
2. 新聞・定期刊行物・ニュース番組でのスポーツ以外の報道を目的とした報道２次利用
3. 新聞・定期刊行物・ニュース番組でのスポーツなどの主たる媒体を補完する目的のインターネットでの「スポーツ報道」としての利用

第三者利用の責任

本規定に反する第三者利用の責任は、使用者ならびに肖像・意匠の提供者も負うこととなります。

報道以外の利用（商業利用含む）

「報道以外」とは、「企業や商品の宣伝、出版物などの宣伝告知、キャンペーン活動、商品など、営利目的で行う活動」ならびに「報道利用に該当しない媒体・内容」での肖像・意匠、商標等の利用を指します。当連盟への事前申請が必要で、場合によっては使用できないことがあります。

尚、申請にあたっては、所定の申請書（様式１）を用い、当連盟事務局宛に提出下さい。

様式 1

申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 全日本学生柔道連盟 殿

申請者
名称（会社・団体名）
代表者
担当者
住所
電話・FAX
メールアドレス

下記使用目的のため、貴連盟の画像素材を使用したいので申請します。

| | |
|-------------|--|
| 1. 使用目的 | |
| 2. 素材データ名 | |
| 3. 使用媒体等の名称 | |
| 4. 使用期間 | |
| 5. 備考 | |

問合せ先 一般社団法人 全日本学生柔道連盟事務局
〒112-0003 東京都文京区春日1-16-30 講道館 2階
TEL 03-3818-1587 FAX 03-3818-1960
E-mail:gakujuren@gakujuren.or.jp